様式第２　復興整備計画（本体）

復　興　整　備　計　画　（案）

○　○　市

令和３年○月○○日

|  |
| --- |
| １　復興整備計画の区域（計画区域）（法第４６条第２項第１号関係） |
| 　 |
| ２　復興整備計画の目標（法第４６条第２項第２号関係） |
|  |
| ３　土地利用方針（法第４６条第２項第３号関係） |
| (1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向  |
| (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） |
| (3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり） |
| ４　復興整備事業に係る事項（法第４６条第２項第４号関係） |
| 事　業　区　分 | 図面記号 | 事　業　に　係　る　事　項 |
| (1)市街地開発事業 |  |  |
| (2)土地改良事業 |  |  |
| (3)復興一体事業 |  |  |
| (4)集団移転促進事業 |  |  |
| (5)住宅地区改良事業 |  |  |
| (6)都市施設の整備に関する事業 |  |  |
| (7)小規模団地住宅施設整備事業 |  |  |
| (8)津波防護施設の整備に関する事業 |  |  |
| (9)漁港漁場整備事業 |  |  |
| (10)保安施設事業 |  |  |
| (11)液状化対策事業 |  |  |
| (12)造成宅地滑動崩落対策事業 |  |  |
| (13)地籍調査事業 |  |  |
| (14)その他施設の整備に関する事業 |  |  |
| ５　復興整備計画の期間（法第４６条第２項第５号関係） |
|  |

|  |
| --- |
| ６　その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第４６条第２項第６号関係） |
|  |

|  |
| --- |
| ４－①　土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第４８条第１項関係） |
| 整　理番　号 | 事　業　区　分 | 図　面記　号 | 変更等する土地利用基本計画等 | 変更等の　別 | 変更等する部分の面積(ha) | 備　　　考 |
| 拡　大 | 縮　小 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１ 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第４６条第２項第４号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

２　「事業区分及び図面記号」は、「４　復興整備事業に係る事項」と整合させる。

３　「変更等する土地利用基本計画等」は、法第４８条第１項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

４　「変更等の別」は、法第４８条第１項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

５　「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

|  |
| --- |
| ４－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第４９条及び第５０条関係） |
| 整理番号 | 事業区分 | 図面記号 | 農地法（４ha超） | 都市計画法 | 農地法（４ha以下） | 農振法 | 森林法 | 自然公園法 | 漁港漁場整備法 | 港湾法 |
| 第４条第１項・第５条第１項の農地転用許可 | 第29条第１項・第２項の開発許可 | 第43条第１項の建築許可 | 第59条第１項から第４項までの都市計画事業の認可等 | 第４条第１項・第５条第１項の農地転用許可 | 第15条の２の開発許可 | 第10条の２第１項の開発許可 | 第34条第１項・第２項の許可 | 第20条第３項の許可・第33条第１項の届出 | 法第39条第１項の許可 | 第37条第１項の許可等 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |

（注）１　本様式は、法第49条第１項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。

２　復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。

３　「農地法（４ha超）」は、上段には法第49条第１項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第１項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第９）を添付する。なお、法第46条第１項第１号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第９を農林水産大臣に提出する。